

## I 計画の策定にあたって

近年、アジアを中心に発生した「重症急性呼吸器症候群（SARS）」を始め、「ウエストナイル熱」や「高病原性鳥インフルエンザ」などの新興感染症は、我が国にも脅威をもって迫っているなか、ヒトに感染するA型インフルエンザウイルスは、その抗原性を少しずつ変化させ、ときに突然大きな変異を起こし、世界的大流行を起こすことが知られています。

1918年のスペインかぜ（H1N1型）では、全世界の患者数は約6億人、死亡者は約3,000万人に上ったとされており、その後も1957年のアジアかぜ（H2N2型）、1968年の香港かぜ（H3N2型）が新型インフルエンザとして出現し、パンデミック（大流行）を起こしてきました。

世界保健機関（WHO）は、新型インフルエンザ出現の可能性がかつてないほど高まっていると警告を発しており、新型インフルエンザが出現した場合、人類は免疫を持たないため、世界中で大流行することは不可避であり、新型インフルエンザは、十年から数十年に一度発生し、パンデミック（大流行）を起こし、しかも、地震などの災害とは異なり、日本中でほぼ同時に被害が発生するため、流行した場合、近隣の自治体からの援助は期待できません。

高砂市においても、大流行に伴う健康被害にとどまらず、社会的・経済的な混乱が生じることが危惧されるなか、平成21年3月にメキシコ等において豚インフルエンザによる患者の発生が確認され、4月28日には厚生労働大臣による新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生宣言があり、5月16日には神戸市内において国内感染患者第1号が確定され、17日には市内の高校において感染が確定した患者が発生し、水際対策の限界により、一旦国内に感染者が発生すると感染が拡大するスピードが速く、対策に必要な資機材や感染防止用物品等の調達が追いつかなくなるとともに、社会的混乱や情報の錯そらにより迅速かつ適切な感染防止対策ができないこともありました。

この経験から、今回より強毒性及び感染力の強い新型インフルエンザが発生した場合に備えて早期に計画を策定する必要があります。

本対策計画は、国が発表した「新型インフルエンザ対策行動計画」および「兵庫県新型インフルエンザ対策計画（H5N1、A/H1N1）」を参考にするとともに本市において発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策を参照し、市が実施すべき具体的な対策について取りまとめたものである。

この行動計画の具体化に当たっては、市民を始め、県、近隣市町、医療関係機関との十分な相互理解と協力・連携が不可欠です。

今後、市は、本対策計画に基づき、関係機関と連携して新型インフルエンザ情報の早期把握、医療体制の把握など、健康危機管理の観点から対策を充実し、健康被害とともに、社会的・経済的被害を最小限にとどめ、新型インフルエンザの脅威から市民の健康と生活を守り、安全・安心を確保していかなければなりません。

なお、本計画は、最新の知見等にあわせて、適宜、修正を行います。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の第6条に定める感染症で、全庁的に対応しなければ、全国的かつ急速なまん延により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる場合には、本計画を準用して対応するとともに、その感染症特有の対策を行えるよう迅速に修正を行います。

（参考：資料1「関係用語説明」）